

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	上場株式の組織再編時等において、以下の税制措置を講ずること。 ① 国内の個人株主が、株式のみ交付を受ける場合は、課税の繰延べを認めること。 ② 国内の個人株主が、株式と金銭の交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること。 ③ 国内の法人株主が受け取る組織再編時に係るみなし配当については、源泉徴収を不要とすること。 また、内国法人等が受け取る外国籍 E T F の償還・解約により支払いを受け る分配金については、源泉徴収を不要とすること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 課税関係の簡素化を図ることにより、個人投資家の投資を促し、資産形成の促進を支援すること。 (2) 施策の必要性 組織再編時等の課税関係については、複雑な課税関係となっていることから、資産形成を行っている一般の個人投資家等に過度な税務負担を強いている。 個人投資家の投資を促し、資産形成の促進を支援するために、組織再編時等の課税関係を簡素化することが必要である。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し個人投資家の市場参加を促すことで、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、国民の資産形成が図られること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	個人投資家が適用対象。 (参考：24年7月現在 株式個人投資家数 約1,683万人)
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	法人の組織再編時の課税方法が簡素化されることにより、個人投資家が市場に参加しやすい環境が整備され、資産形成が促進される。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	- 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備されるとともに、個人投資家の市場参加が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。 - 現行の複雑な金融税制を見直すことにより、投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯		本年度からの要望である。